

京都市産業技術研究所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年9月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第43号

京都市産業技術研究所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市産業技術研究所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条中「センターを」を「室を」に、  
「工業技術センター」「企画情報室」を「繊維技術センター」研究室に

改める。

「センター長

第2条第3項中「センターに」を「室に」に、企画課長を「室長」に改め、同条  
総務係長」

第5項を削り、同条第4項中「センター」を「研究室」に改め、「課長補佐」を削り、  
同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

- 4 前項に規定するもののほか、企画情報室に副室長及び庶務係長を置く。
- 5 企画情報室に研究部長、担当課長、課長補佐、担当課長補佐又は担当係長を置くことがある。

第3条第3項中「センター長」を「室長」に改め、同条中第7項を第8項とし、第  
6項を第7項とし、同条第5項中「研究部長」を「前条第6項に規定する研究部長」  
に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「企画課長」を「前条第5項に規定す  
る研究部長、担当課長」に、「総務係長」を「庶務係長」に改め、同項を同条第5項と  
し、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 副室長は、室長を補佐する。

第4条第1項中「センター長」を「室長」に改め、同条第2項中「センター長」を

「企画情報室にあつては、室長」に、「主管事務につき、企画課長、研究部長又は研究担当課長」を「副室長」に改め、同条第4項中「研究部長」を「研究室にあつては、研究部長」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「企画課長」を「副室長」に、「総務係長」を「庶務係長」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、研究部長又は担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、研究部長又は担当課長がその職務を代理し、研究部長又は担当課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、庶務係長又は担当係長がその職務を代理する。

第4条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 研究室にあつては、室長に事故があるときは、主管事務につき、研究部長がその職務を代理する。

第5条を次のように改める。

(事務の概目)

第5条 室の分掌する事務の概目は、次のとおりとする。

企画情報室

- (1) 研究所の庶務に関すること。
- (2) 産業技術に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 産業技術の活用に関する企画、調整及び支援に関すること。
- (4) 研究所の使用に関すること。
- (5) 産業技術に関する団体との連絡及び調整に関すること。
- (6) その他他の室の主管に属しないこと。

研究室

- (1) 産業技術に関する試験、研究、調査、技術指導等の実施に関すること。
- (2) 産業技術に関する講座、研修等の開催に関すること。

- (3) 酒母の製造及び売払い並びにゼーゲル<sup>すい</sup>錐の売払いに関する事。
- (4) 研究所に属する機械器具の管理に関する事。
- (5) その他産業技術に関する事。

第6条中「企画課長，研究部長」を「研究部長，担当課長」に，「総務係長」を「庶務係長」に改める。

#### 附 則

この規則は，平成22年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)